

租税法

受講生の皆様

訂正のご案内

この度は、LEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

2023年 圧縮論文講座(EB23371) 租税法の下記教材に、訂正事項がございましたので、お知らせ致します。

教材作成上の訂正事項が生じたことを、心よりお詫び申し上げます。今後改善に努めてまいりますので、受講生の皆様におかれましては、ご了承の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

- ・ **上級ウェブサイト 租税法 テキスト【法人税法・基礎1】第2版 (EM23021)**
- ・ **基本問題集 租税法 所得税法・消費税法第2版 (EM23030)**

P7-3 趣旨(2) 図表3～5段目

下記、訂正ではなく、本講座の教材では、令和5年度の本試験向けなので、令和4年4月1日から令和5年3月31日の事業年度で出題されるため、その事業年度に施行されるものを掲載しておりました。ただ、先日発送された本試験でも配布される法令基準集では、令和5年1月1日以後に開始する事業年度の所得について適用される法人税法55条（法法55）の改正後のものが掲載されておりました。改正では法法③に「証拠書類のない簿外経費の損金不算入」が新規追加され、その影響で下記の条文番号のズレが生じました。

なお、本試験ではこの法法55については、本試験で配布された条文番号で回答すれば大丈夫です。

【旧法法55の場合】

法法55③ 国税に係る延滞税等の 損金不算入	罰則的な性格を有するもの延滞税等を損金の額に算入すると課税所得がその延滞税等の額のみで減算され延滞税等の罰則的な効果を減殺する結果となるため
法法55④ 罰料金等の損金不算入	社会的考慮より（社会的に好ましくない行為について税務上ペナルティを課するという考え方）
法法55⑤ 賄賂等の損金不算入	公務員への賄賂の税控除を認めてはならないとする腐敗の防止に関する国際連合条約の国内法制の担保措置

【新法法55の場合＝法令基準集の場合】

法法55④ 国税に係る延滞税等の 損金不算入	罰則的な性格を有するもの延滞税等を損金の額に算入すると課税所得がその延滞税等の額のみで減算され延滞税等の罰則的な効果を減殺する結果となるため
法法55⑤ 罰料金等の損金不算入	社会的考慮より（社会的に好ましくない行為について税務上ペナルティを課するという考え方）
法法55⑥ 賄賂等の損金不算入	公務員への賄賂の税控除を認めてはならないとする腐敗の防止に関する国際連合条約の国内法制の担保措置

P7-4 2(2)左枠 条文

【旧法法55の場合】法法55④

【新法法55の場合＝法令基準集の場合】法法55⑤

P7-4 2(3)左枠 条文

【旧法法55の場合】法法55⑤

【新法法55の場合＝法令基準集の場合】法法55⑥

P7-6 3(1)左枠 条文

【旧法法55の場合】法法55④一

【新法法55の場合＝法令基準集の場合】法法55⑤一

消費税編P154 問題1 資料(6) ←4/27 追加

【誤】 売掛金（課税売上げに係るもの）について生じた貸倒れ損失の額 656,000円

【正】 売掛金（課税売上げに係るもの）について生じた貸倒れ損失の額 660,000円